

【九州大学 SDGs Design International Awards への寄附のお願い】

九州大学大学院芸術工学研究院では、デザインに対する社会からの期待が高まっている中、デザインでの社会問題を解決するために世界中からアイデアを募り表彰する、SDGs Design International Awards を実施してきました。

今後も、本アワードを継続的に開催し、世界中の若者からのアイデアを社会に実装できるよう活動を続けてまいりたく、企業や個人の皆様からの寄附金の受け入れを行っております。

いただきました寄附金で、学生支援と研究環境の整備を手掛け、若者から寄せられるアイデアでの社会貢献を目標に活動を続けてまいりますので、何卒、この趣旨にご賛同いただき、ご支援賜りますようお願い申し上げます。

これまでの活動は、オフィシャル HP よりご覧いただけます。

<https://www.sdgs.design.kyushu-u.ac.jp/awards/>

●寄附金について

寄附金は、本学の規則に基づきその目的に沿って活用させていただきます。

(1) 寄附金の受け入れにあたり、反対給付が求められるような特定の条件が付されている場合は受け入れることができませんのでご了承ください。

1. 寄附金により取得した財産を無償で寄附者に譲与すること。
2. 寄附金による学術研究の結果得られた特許権、実用新案権、意匠権、商標権及び著作権その他これらに準ずる権利を寄附者に譲渡し、又は使用させること。
3. 寄附金の使用について、寄附者が会計検査を行うこと。
4. 寄附の申込後、寄附者がその意思により寄附金の全部又は一部を取り消すことができること。
5. 寄附金を受け入れることにより著しい経費の負担を伴うもの。
6. その他総長が特に本学の業務運営上支障があると認める条件。

(2) 寄附金による研究から発明が生じた場合は、原則として本学又は発明教員に帰属することになりますのでご承知おきください。

(3) 寄附金は公的研究費の一部とみなされるため、研究者に直接寄附をした場合であっても、本学にて機関管理いたします。

●税制上の優遇措置（寄附金控除）

所得税、法人税、相続税、住民税（自治体により異なる）の優遇措置を受けることができます。

・税制上の優遇措置

(リンク：<https://www.kyushu-u.ac.jp/ja/university/donation/faculty/acceptance/>)

●九州大学全学協力事業基金等（オーバーヘッド）について

本学は、教育研究の推進等に資する全学的な事業等を円滑に行うための資金として、九州大学全学協力事業基金を設置しており、本学への寄附は、原則として寄附金の5%相当額を全学協力事業基金に繰り入れることとしています。（助成団体等からの助成を目的とする寄附金で用途が限定されているものや10万円以下のもの等は除きます。）

また、部局で定めた取扱いにより、寄附金の5%相当額を部局運営経費に繰り入れることとしています。

（助成団体等からの助成を目的とする寄附金で用途が限定されているものや50万円以下のもの等は除きます。）

●寄附の金額について

1口1万円とさせていただきます。任意の金額でもご寄附いただけます。ご賛同いただける範囲でご協力賜れば幸いです。

●寄附の方法

Webから寄附をお申込みいただき、クレジットカード、銀行振り込みで決済いただけます。

上記事項をご確認のうえ、同意いただける場合は、[こちらをクリック](#)し申し込み画面へお進みください（外部サイトへ進みます）。

お問合せ先：九州大学大学院芸術工学研究院 研究院長戦略室 | 電話 092-553-9461